

令和2年第3回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和2年7月29日（水曜日） 午前10時00分開議

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 金刺 隆司
税務課長 残間 文広	健康福祉課長 早坂紀美江
産業振興課長 渡邊 愛	都市建設課長 後藤 広之
教育次長兼学校教育課長 斎藤 浩	社会教育課長 大沼 善昭
参事兼指導主任 岩渕 克洋	

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子 書記 和泉 文雄 書記 沼田 裕紀

議事日程（第1号）

令和2年7月29日（水曜日）午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第14号 大衡村教育委員会委員の任命に着いて

第 4 議案第38号 令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約について

第 5 議案第39号 令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約について

第 6 議案第40号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、これより令和2年第3回大衡村議会臨時会を開会いたします。

ただいまはクールビズ施行中であります。暑い方は、上着を脱いでいただいても結構でございます。執行部におかれましても、そのようにご対応願います。

本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、大衡村議会会議規則第4条第3項の規定を受け、議席の間隔を可能な限り空けております。発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君、11番佐藤貢君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました令和2年第3回大衡村議会臨時会の運営に関しまして、本日9時より議会運営委員会を開会しておりますので、その結果について報告いたします。

本臨時会に付議されました案件は、村長提出案件が4件あります。したがって、本臨時会の会期につきましては本日1日限りとすべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告とします。

議長（細川運一君）お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君）説明する前に、一言皆様方にお話というんですかさせていただきたいと思います。

現在、今も後ろのほうでうなっておりますが、スポットクーラーですね、入れております。というのは、スポットクーラーを入れなければならない事態が発生しました。というのは、築38年になるこの庁舎ですが、その中においてエアコンの機能が今停止といいますか、故障しているものであります。そして、その修繕あるいは修理、あるいは新規に何かを設けるということになると、多額の費用が発生するものと予想されます。この今の現状のままで修理が不可能であるというような専門の業者のご意見もいただいておるところでありますから、確定しているわけではありませんけれども、その辺についてぜひ皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げる次第であります。

さらには、今朝の新聞等々ご覧になったと思いますけれども、黒川行政事務組合の消防署員がストーカー行為といいますか、そういったことによって今逮捕されたという事案が発生しました。私は今日の新聞で分かりましたけれども、黒行の助役のほうから今朝お話を電話でありました。実は、昨夜から私に連絡をよこしていたそうなん就可以了けれども、私も諸事情でちょっと取れなかったということで、今朝になったということであります。大郷町長にも、今朝だったそうであります。理事長の浅野町長大和町と富谷市長には、ゆうべその連絡をしたということであります。今後の対応については、まだ逮捕されたばかりで、詳細がよく把握できていないということでありますので、今後説明に来るという連絡が入ったところであります。

さらには、私が一番ではないんですが懸念していたのは、新型コロナウイルス感染症でありますけれども、これも今日の新聞でありました。トヨタ自動車東日本の社員の方

が、フランスから帰ってきた。空港においてＰＣＲ検査をして、陽性だということになったという記事が載っておりました。実は、昨日トヨタ自動車東日本の領域長と林田総務部長が参られまして、一応就任のご挨拶ということでありましたけれども、その折にも「トヨタは大丈夫なんでしょうね」というようなお話もさせていただきました。「うーん、トヨタ本体ではないんですけどね」というようなお話でありました。そのお話の次の日に、もう新聞に載ったということでありまして、なかなかいろいろ私は当初からグローバル企業であるトヨタ関連が立地する大衡村あるいは大和町において、こういうことがやっぱり「出ますよ」というようなことは、前々から私は町内でも言っていましたし、皆さん方にも事あるごとにそのことをお話しさせていただいた経緯あるわけですが、「ああ、やっぱりな」というような考え方で今思っているところであります。

合わせて3件、どうか皆様方のご理解、そして今後の対策についてのご意見等々もいただければと、こんなふうに思うところであります。

それでは、令和2年大衡村議会第3回臨時会についての招集のご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、ここに令和2年第3回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきましたこと、心から御礼を申し上げる次第であります。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

まず新型コロナウイルスの感染者数ですがこの関係、これは国内で3万人を超え、依然として終息の見通しは全く立っていない状況にあります。今月に入り、東京都内では1日の感染者数が300人台に迫る日が連續し、23日には300人を超えてこれまで最も多い366人の感染者数が報告されております。

最近の傾向としては、特に若い世代の感染が増えております。また当宮城県において、仙台市においても今月16日に1日に13人の感染が確認されており、大半が20代の学生で感染予防の意識が欠如したものと考えられ、感染拡大を抑止するためには一人一人が自覚を持った行動をすることと、併せて新しい生活様式の定着が今後ますます求められるものと考えております。

村といったとしても、国・県などから情報を村民の皆様へお伝えしながら、感染予防に努めてまいりますので、皆様方のさらなるご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に災害の関係であります。今月4日から7日にかけて梅雨前線の停滞により線状降水帯が発生し、九州の全域と長野・岐阜県において記録的な大雨となり、河川の氾濫や堤防の決壊が至るところで発生しております。この期間中、長野県大滝村では1,348ミリ、大分県日田市で1,302ミリの降水量になるなど、記録的な大雨となっております。この大雨により、特に熊本県南部の球磨村や人吉市に被害が集中し、熊本県だけでも67名の死者・行方不明者が発生し、9,000棟を超える家屋に損壊や浸水の被害が発生しております。犠牲となられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々の1日も早い復興をお祈り申し上げる次第であります。

また、つい最近の27日から28日にかけて、山形・秋田の両県において記録的な豪雨を観測しており、このことにより最上川が氾濫し、家屋が浸水する被害も発生しております。県内においては幸い災害は発生しておりませんが、しかしいつ災害が起きても不思議ではない天候が今後も続くことが想定されますので、関係機関からの情報を得ながら災害対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の関係であります。今月15日に第二仙台北部中核工業団地に立地が決定しておりました株式会社イズミテクノの地鎮祭が行われております。計画では、延べ床面積3,184平方メートルの工場が建築され、来年4月の操業開始に向けて工事が進められますので、村といたしましても企業と連携を図りながら雇用の確保に努めてまいりたいと、このように考える次第であります。

以上挨拶を申し上げましたけれども、本臨時会に提案いたしました案件は4件であります。同意第14号は、教育委員の任命について同意を求めるものであります。議案第38号は、令和2年度河原住宅1・2号棟の改修工事に係る請負契約を締結するものであります。議案第39号は、令和元年度中山橋架替工事の株式会社工事の下部工に係る請負契約を締結するものであります。議案第40号は、令和2年度一般会計予算に9,392万5,000円を追加するもので、歳入の主なものは新型コロナウイルス感染症対応の国・県補助金・寄附金の増額、並びに繰入金の減額、歳出は児童福祉総務費・農林水産業費・商工振興費・公園費・災害対策費並びに教育費の増額などで、先般の議会全員協議会でご説明をさせていただきましたが、いずれも新型コロナウイルス感染症対応のための経費を計上するものであります。

以上、同意1件、議案3件、合わせて4件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようにお願いを申し上げまして、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせて

いただきます。本日は、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第3 同意第14号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第14号大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題
といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君） 同意第14号教育委員の任命についてのご説明をさせていただきます。

現在教育委員を務められておられます鎌田澄子氏が、8月8日をもって任期満了となりますので、その後任として衡東地区の佐竹由加氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

佐竹氏は、昭和51年4月8日生まれの方であります。平成9年4月から旧鳴瀬町や松島町、大郷町、利府町などの小中学校において代替養護教諭として勤務され、長きにわたり児童生徒の健康管理と保健教育に邁進され、その後平成28年7月からは富ヶ丘小学校放課後児童クラブの児童指導員を務められ、平成29年4月からは大衡村社会福祉協議会の生活指導員を務められるなど、現在に至るまで児童生徒の健全育成に深く関わりを持たれている方であります。

温厚誠実で、地域からの信望も厚く、本村教育委員の最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は起立による採決を行います。

同意第14号大衡村教育委員会教育委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。佐竹由加君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

議長（細川運一君） 起立全員であります。したがって、佐竹由加君の大衡村教育委員会教育委員の任命について、同意することに決定をいたしました。

日程第4 議案第38号 令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約について
議長（細川運一君） 日程第4、議案第38号令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

議案書2ページをお願いいたします。あわせまして、議案第38号を別紙でご説明申し上げます。

初めに、2ページをお願いいたします。

議案第38号令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約について。

令和2年7月20日条件付一般競争入札に付した令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約について下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事

2. 契約の方法 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）

3. 契約の金額 1億6,335万円

4. 契約の相手方 宮城県仙台市泉区松森字新田19番地3

丸竹建築株式会社 代表取締役 菊池正美

当該工事につきましては、6月29日に公告し、7月20日入札を執行しております。7月27日に工事請負契約仮契約を締結しているものでございます。

今回の入札の参加申請につきましては4社で、落札率につきましては77.8%となっております。

続きまして、議案第38号別紙で工事の概要等についてご説明を申し上げます。

1枚目をご覧いただきたいと思います。今回の工事につきましては、河原住宅1号棟18戸・2号棟18戸についての長寿命化改修工事となっております。

主な工種につきましては、屋上防水改修工事・外壁改修（外断熱）工事・外壁塗装工

事・建具改修工事となっております。

工事の施工場所につきましては、河原住宅1・2号棟（大衡村大衡字河原地内）。

工期は、議会議決日の翌日から令和3年1月29日までとなっております。

次に、別紙の2枚目をご覧いただきたいと思います。こちらは、改修平面図になります。

今回の改修箇所を赤字でお示ししておりますが、図面の上側につきましては屋根部分の平面図となっておりまして、屋上防水改修工事として傾斜部OR-3新設というふうに旗揚げしておりますが、この箇所は鋼板段ぶきアスファルトルーフィング施工。平面部OR-1新設というふうに表記しておりますが、こちらは改質アスファルトシートでそれぞれ屋上防水対策を行うものとなっております。

図面の下側につきましては、各部屋の既存建具改修をお示ししております、外断熱パネル設置部へはアルミ水切りを新設いたしまして、既存建具のシングルガラスにつきましては断熱性を高めるためアタッチメントペアガラスへの入替え、また既存の腰壁箇所につきましては樹脂製内窓を新設し断熱性を高めることとしております。それぞれ赤色で表示しているとおりとなっております。

次に、別紙の3枚目をご覧いただきたいと思います。改修立面図になります。

外壁改修としてコンクリートの劣化部分の補修を計画しておりますが、補修規模につきましては図面右側にお示ししているとおりです。

下側の図面につきましては、建物の南側から見た立面図となっておりまして、縦といの改修等について明示をさせていただいております。

次に、別紙の4枚目をご覧いただきたいと思います。改修断面詳細図になります。

外壁改修といたしまして、図面の赤色斜線でお示ししている居室に面した外壁は外断熱パネルの設置を行います。その他赤色実線でお示ししている外壁部は、外壁塗装を行うものとなっております。

最後に、5枚目をご覧いただきたいと思います。既存改修詳細図になります。

これまでご説明申し上げました屋根及び既存建具改修の詳細図になりまして、上段部につきましては屋上防水の詳細図、中断の図面はアルミサッシ周りの詳細図になりますので、参考までご覧いただければと思います。

説明につきましては以上となります。よろしくご審議お願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 確認しますけれども、本工事につきましては居住したまでの工事施工に入ると思うんですが、そのような解釈でよろしいですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の工事につきましても、これまで工事進めてきておりました五反田住宅、あと昨年行いました河原住宅3号棟と同様の工事となっておりまして、ご質問のとおり居住したまま工事を進めさせていただく形になっております。外側の部分につきましては足場を設置して、居住したまま問題ない形で進めさせていただきますが、内側のサッシの入替え、あと腰窓部分の内窓の新設の部分につきましては、入居者の方と日程を調整させていただいて、希望に沿うような形で工事を進めていく段取りとさせていただきます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） よその自治体におきましても、改修工事あるいは新築工事におきまして仮設囲い、今回の工事においてもあると思いますけれども、かなり強風時における足場が崩壊するやらの事故が発生しております。居住したままの施工であればなおのこと安全管理に万全を期して施工に当たるように、ひとつお願いしたいと思います。

以上です。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご指摘いただきました安全管理につきましては、これまでの工事の実績同様十分に配慮をしまして、入居者の方また工事の作業員の方の事故のないように努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） この築年数と、それから補助率等は変わりないので、その点をまずお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず築年数でございますが、1号棟につきましては平成7年1月竣工で、25年が経過しております。2号棟につきましては平成6年3月竣工で、26年経過しております。補助率につきましても、これまで同様補助率2分の1となっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 屋根部分は変化あるかもしれないんすけれども、これについて今ま

でもうなんですか、サッシ部分が大分必ず直すような感じがあるわけなんです。一般住宅と違って、こういう外壁ある建物だからこういうことが必要になってくるのか、その辺の特殊な事情とかあるわけなんでしょうか。一般住宅と違って、必ず20年ぐらいで、25年ぐらいで直しているというのはどういうわけなのかなと思いまして。

議長（細川運一君）　自席にて、起立の上ご発言を願いたいと思います。

都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　住宅の断熱性を高めるために、シングルガラスの部分についてはペアガラス、あと腰窓部分については内側から樹脂製の内窓をつけるという形で、断熱性を高める目的となっております。これまで、住宅についていろいろ湿気等の問題等もありまして、それらの改善を図るためそのような対策工事を行うこととしております。

議長（細川運一君）　よろしいですか。

石川　敏君。

3番（石川　敏君）　入札の状況についてお尋ねいたします。

ただいまの説明で、条件付の一般競争入札で、4社の入札で落札率が77.8%という説明であったんですけれども、4社どこどこの会社だったのか。支障なければその社名と、あと総合評価方式ですので、その内容・結果についてもお知らせ願いたいと思います。

それから、ここ1号棟・2号棟入居したまま工事やるわけですけれども、現在何世帯が入居されておるのか、その状況をお聞きします。

議長（細川運一君）　契約についてね。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　まず参加業者でございますけれども、4社ほどございまして、丸か建設株式会社、皆成建設株式会社、丸武建設株式会社、あと熊田建業株式会社の4社になるものでございます。

総合評価の関係でございますけれども、いわゆる価格点というのが80点満点になるものでございます。一番低い点でしょうかね、そういった部分が80点で、それ以外のいわゆる評価点、それ以外の評価点が23点ですね。建築の場合は23点満点で、103点満点で総合評価。点数が高いところになるものでございます。その内容等につきましては、いわゆる技術力、企業評価ですとか配置する技術者の能力と、あとは社会性・地域性・地域貢献等々がございます。そういった部分で23点満点の点数づけを行っているということです。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 入居者の状況ですが、1号棟・2号棟それぞれ全部で18戸ずつあります。1号棟につきましては入居者16世帯、2号棟につきましては14世帯となっています。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 総合評価方式で、満点の点数103点で満点ということですけれども、実際に応札されたその業者ごとの点数というのは、どうなんでしょうか。その辺は、報告でくるんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 応札された丸武建設の点数については、103点満点で総合評価点でございますけれども87.432点でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 予算の関係上、新しい3号棟から改修始まったと思うんですけども、平成7年・平成6年というふうに古いほうに進んでいくわけですが、その欠損状況というんですかね、修繕しなきやないところ他の施設と比べてどうだったのか。

それから、何年にもわたってこの事業を行っていますので、当初と現在と何か変わりがあるところがあるものなのか。その辺お分かりでしたら、報告願います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の欠損状況なんですけれども、別紙の3ページ目の右上の方にコンクリート劣化の欠損状況については載せさせていただいておりますが、こちらにつきましては足場を建てていなくて1階から目視できる部分について推測値を載せている部分がありますので、最終的には足場をかけてクラック調査を行いまして破損状況を調べるという形になりますが、昨年3号棟の方の工事を行っています。あと、これまで五反田住宅修繕しておりますが、3号棟につきましてはその五反田住宅と大きくは変わらないんですが、五反田住宅でもほぼ同じというわけではなくて、4号棟なんかの破損状況が大きかったりとかというのがありまして、風当たりだったり日当たりだったりそういう部分も影響しているのかなというふうには思っております。

今回の1・2号棟につきましては去年の3号棟の実績、条件的にはあまり変わらない、建物の向きとか配置も変わらないので、3号棟の実績を参考にクラックの補修状況は載せさせていただいておりますが、詳細は2階以上の部分につきましては足場をかけてから詳細の調査を行って調べるという形になりますので、若干変更は出てくるかなという

ふうに考えております。

それと、あと改修の内容につきましてはこれまで五反田住宅、あと去年河原住宅3号棟の改修工事を進めておりましたが、基本的な改修の内容については変わっておりません。ただ、昨年河原住宅の3号棟につきましては3号棟だけペアガラスが一部入っていたところがありますのでその部分の入替えはなくて、今年度の1号棟・2号棟は全てシングルガラスなので、その部分が若干施工量としては多くなっているという状況となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 備考の中に、「付帯工事は補助対象外」という部分がありますけれども、この部分についての内容をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の社会資本整備総合交付金の補助対象にならない部分として、居室の部分にかかわらない部分として中の通路の部分の一部の施工とか、そういう部分については補助対象にならない部分が若干あります、ただそういった部分についても併せてやっぱり改修してこないと、ちょっと補修したところ・補修しないところというのが分かれてしましますので、その部分について付帯工事として施工するとなつております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 金額としてはどのくらい見込んでいるのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 金額の部分はちょっとまだ出せていないんですが、割合的には全体工事費の10%にも満たない額になります。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

失礼いたしました。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 改修工事を行うことについては別に問題ございませんが、現在の入居率が85%ですね。村として今後100%埋まるのか、どのような予想されているのかだけ伺つておきます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 入居率の関係につきましては、今ちょっと空き部屋が多いという状況になっておりますが、前からご説明させていただいております五反田北1住宅の

撤去促進の事業の関係で、入居の方の移動先として部屋数を確保している状況もあります。五反田北1住宅の方々の転居の希望先がまとまった段階で、また公募のほう再開したいなというふうに思っておりますが、今そういう転居される方の部屋をまず確保することを優先にしているという状況で、今公募をちょっと抑えているといった状況で空き部屋が多くなっているというふうにご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第39号令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は3ページになります。あわせまして、別紙の議案第39号別紙でご説明を申し上げます。

初めに、議案書3ページをお願いいたします。

議案第39号令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約について。

令和2年7月20日条件付一般競争入札に付した令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約について下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的 令和元年度中山橋架替工事（下部工）

2. 契約の方法 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）

3. 契約の金額 1億1,880万円

4. 契約の相手方 宮城県黒川郡大衡村大衡字河原51番地1

株式会社松川土木 代表取締役 松川利守

当該工事につきましては、6月29日公告し、7月20日入札を執行、7月27日工事請負

契約の仮契約を締結しております。今回の入札の参加申請は2社で、落札率については89.4%となっております。

続きまして、第39号別紙で工事の概要等についてご説明を申し上げます。1枚目をお願いいたします。

今回の工事につきましては、村道尾西中山線改良舗装事業として施工する1級河川埋川に架かる中山橋の架け替え工事となっており、既存橋梁の撤去と新しい橋梁の下部工の設置工事を行うものでございます。

架け替え後の新しい橋の橋長は21.7メーター、車道幅員が7メーター、歩道幅員が2.5メーターとなるものでございますが、今回契約する工事の概要といたしましては、橋梁下部工橋台2基の設置・護岸の整備・管渠の整備・旧橋の撤去・仮設工などとなっております。

工事の施工場所につきましては大衡村大衡字中山地内、工期は議会議決日の翌日から令和3年3月30日までとなっております。

1枚目の図面は、工事全体の平面図として別途発注予定の仮設道路及び仮設歩道橋についてもお示ししておりますが、今回の下部工の工事内容につきましては図面の2枚目をご覧いただきたいと思います。

こちらは、橋梁の全体一般図になります。今回の工事箇所は、図面上側の側面図の赤色で着色された部分になります。橋台は逆T式で直接基礎になり、高さが右岸側で5.2メーター、左岸側で5.3メーターになります。橋台の内側に赤色で着色しておりますのは、護岸工になります。

次の図面、3枚目のはうをお願いいたします。護岸工の設計図になります。護岸工につきましては、橋台の上・下流前後10メーターの範囲については5分勾配での整備になります、そこからさらに上・下流約20メーターは護岸勾配5分から既存の堤防2割勾配までりつけするもので、左岸側で73メートル、右岸側で67メートルの整備を行うものでございます。

なお、今回の工事の進め方といたしましては、別途発注いたします仮設歩道橋の工事を行った後、既存橋の撤去と橋台及び護岸工の工事を行うものとなっております。また上部工につきましては、来年度に工事を発注する予定としているものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今の時点から出すということで、今大雨等が降っているわけでございます。これは橋台を壊して、そして造るという3月までという経緯です。それから、今聞いた話だと護岸工が入ると、結局土なり水なりを相手にした仕事なので、この期間内で大丈夫なのかなという考え方を、第一番目に伺います。

それからあともう一つ、歩道なりの仮設工ですか、これ地元の人の車はもちろん通れないということで、説明会等でも歩道だけは造るような話でしたけれども、これらに関して何か地元から要望とかはあったのかどうかという、2点伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 1点目の工期の関係ですが、ご指摘のとおり川の工事ということで河川協議の条件といたしまして11月からの施工ですね、実際川の水を制限しながらという部分が11月からという形になりました、工期的にはご指摘ありましたとおり大変厳しい状況になっております。その辺、請負者のほうと工事の段取り等々を調整しながら、あと必要に応じて関係機関ともちょっと協議をしながら、年度内の工期の設定とさせていただいておりますが、その辺は関係機関とも状況等を踏まえながら協議をしてみたいというふうに考えております。

それと、あと2点目の関係ですが、今回仮設の歩道橋を設置しているという形になります。制限期間もちょっと長くなるということありますと、昨年の7月に衡上地区と松原地区の住民の方々を対象に住民説明会のほうも開催させていただいて、工事の流れ・スケジュール等について説明をさせていただいております。その際、工事の概要の説明をさせていただいて、進め方についておおむね了解をいただいたんですが、要望あった点といたしましては農道の関係のすりつけについてはちゃんとしてほしいというような要望いただいておりますので、そのような対応をするような工事内容とさせていただいております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） この橋について私たち聞き及んでいるところは、河川協議が大分難航したということで、今の時点になったような気がするわけです。周りの歩道とか車道とかは工事が進んで終わっていても、なかなか進まなかつたのが現状かと思います。これ、現況によりどの程度上がるのか、私説明会にちょうど行けなかつたんですけれども、そういういった点とか大幅に変わらぬのかどうかという意味でお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 橋の高さ自体は、現況とほぼ変わりなくなっております。添架している用水管等との兼ね合いもありまして、そのようにあまり大きくはえていない状況となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第40号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第40号、令和2年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは議案第40号、別紙にてご説明申し上げます。1ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号別紙でございます。

令和2年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,392万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,993万5,000円とするものでございます。

内容については事項別明細にてご説明いたしますので、6ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金9,513万4,000円の増、村長の招集挨拶にもあったとおり、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、いわゆる二次交付分でございます。この部分についての歳入でございます。

同じく6目教育費国庫補助金でございます。133万9,000円の増、これについては文科省からの補助金でございまして、小中学校の備品購入に充当する教育体制の緊急整備事

業費補助金、あとはマスク・消毒液購入に係る学校保健特別対策事業費補助金8万9,000円、それぞれの計上でございます。

17款2項5目教育費県補助金215万2,000円の増でございます。これにつきましては、教育支援体制整備事業費補助金といたしまして、小中学校の教員補助に係る会計年度任用職員の人事費相当に充当するものでございます。

8目商工費県補助金1,100万円の増。ここに説明記載のとおり、宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金でございます。歳出のほうの商工費の地域産業継続支援補助金に充当するものでございます。

19款1項2目指定寄附金30万円の増、衛生部門で大衡村災害応急措置協力会からの指定寄附でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金600万円の増、歳入不足に係る財政調整基金の繰入金分でございます。13目大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金2,200万円の減でございます。これにつきましては、当初基金充当ということで繰入金を予定してございましたが、地方創生臨時交付金に振替して充当するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款1項8目財政調整基金費30万円の増、歳入で申し上げましたとおり歳入の寄附金を積み立てるものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費500万円の増でございます。万葉のびのび子育て支援事業に係るもので、18節の負担金補助及び交付金500万円でございますけれども新生児に対する特別出産祝金、特別定額給付金の期限が4月27日、4月28日以降に生まれた新生児に対する出産祝い金でございます。子育て生活支援緊急給付事業ということで、これについては基金繰入金一般財源の部分を地方創生臨時交付金に振替充当する財源入替えでございます。

4款3項1目上水道施設費、これも財源入替えでございますけれども、水道会計の補助金分、一般財源分を地方創生臨時交付金に充当替えするものでございます。

5款1項3目農業振興費600万円の増でございます。18節の負担金補助及び交付金でございますけれども、農産物出荷促進支援金を計上しているものでございます。4目畜産振興費180万円の増でございます。これにつきましては、畜産経営継続緊急支援金といたしまして肥育については1頭当たり1万円、繁殖については1頭当たり5,000円の緊急支援金を補助とするものでございます。

2項1目林業振興費320万円の増でございます。負担金補助及び交付金の部分でございまして、有害鳥獣駆除対策支援事業といたしまして鳥獣わな監視装置の設置に係る補助金分でございます。

6款1項2目商工振興費2,200万円の増でございます。地域産業継続支援金の補助金分でございまして、20万円の110事業所を予定しているものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

7款4項2目公園費200万円の増でございます。公共施設等管理維持体制持続化事業ということで、パークゴルフ場に係る施設休止の協力支援金の部分の補助金分でございます。

8款1項4目災害対策費661万円の増でございます。10節の需用費423万4,000円、いずれも消耗品でございまして、災害備蓄マット・段ボールベッド・災害感染防護セット等の消耗品の購入事業でございます。17節備品購入費につきましては、間仕切りテントの購入に係るものでございます。

9款1項2目事務局費、教育委員会の事務局費でございますが3,480万4,000円でございます。事務局費が2,880万4,000円、旧幼稚園管理費が600万円の増でございます。14節の工事請負費につきましては、小中学校の水道の蛇口更新、自動水洗に係る蛇口更新とトイレ改修についてが2,080万円。あとは旧児童館の出入口ですね、それに係る自動ドアの設置工事が600万円を予定しているものでございます。17節備品購入費800万4,000円、これにつきましても小中学校の体育館に係る送風機、あとは換気機能付除加湿器の購入経費でございます。

2項1目学校管理費160万円の増、これについては上記以外の備品購入に係る以外の部分の一般備品の購入経費でございます。

3項1目中学校の学校管理費につきましても、同じでございます。この部分も110万円と、一般備品を購入するものでございます。

4項2目公民館費1,002万円でございます。10節の需用費につきましては300万円、これについては図書購入費の消耗品を予定しているものでございます。17節の部分については備品購入費702万円でございます。書棚及びつい立て付の学習机等々について、購入経費でございます。4目の平林会館管理費でございますけれども、財源入替えでございます。これについては、平林会館管理費、自動ドアの一般財源の部分を臨時交付金に振り替えるものでございます。

13款1項1目予備費でございます。財源の調整でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） この中で9ページ、畜産振興費の支援金についてお伺いします。

先日の全員協議会におきましても説明いただきまして、私も質問したところなんですが、その前の農産物の出荷促進支援金、これは出荷に係る手数料を補助するという形ですよね。販売手数料に対しての補助であると。そして畜産経営継続緊急支援金の場合は、1頭当たり肥育で1万円、繁殖牛で5,000円という単純な頭数割でやるという考え方のようですけれども、この金額をやることには反対しません。ただそのやり方について、もう一度検討するべきではないかという提言をさせていただきましたけれども、その後の考え方変わっていないかどうかをお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今高橋議員おっしゃられたとおり、全員協議会の場でもご質問いただいたところでありますけれども、その際にも若干説明させていただきましたが、新みやぎの部会のほうからの要望、さらにはあさひなの部分の和牛改良組合の大衡支部からの要望等の内容も勘案して、このような制度設計をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 畜産のほうだけちょっとお伺いしますけれども、市場今現在急激に下落しているというような説明がありましたけれども、それでもまだ70万円、80万円台の平均価格を維持していると思っております。その前が異常に高かったんではないかという考え方もあるんですけれども、それよりも私は市場手数料っていうのは販売価格の約7%が手数料として引かれます。さらに運送賃4,000円ですね、あさひな管内であれば、その経費に対しての補助をすべきではないのかなと思うんですよ。そうすることによって、経営者が高く売れればそれだけ手数料も余計かかるわけですから、その分を補助し

てもらう、支援してもらうという考え方であれば絶対経営的に努力をさらに行くと思うんですよ。そして市場手数料っていうのは、販売したことによって全て把握できますので、それに基づいた支援をすると。生まれたばかりの子牛から、間もなく屠畜するような老齢の牛までも含めて単純に一律にやるよりは、経営意欲の向上並びに生産意欲の向上というものが図られるのではないかと思うんですけども、その辺の考え方があさひなの繁殖部会のほうではそういう考え方はなかったのかお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） このご提案に至った経緯でございますけれども、当然議員ご指摘のとおりの状況等も把握しております。特に繁殖のほうについても、そもそもコロナ以前が高かったというような、100万円を超えるようなときもあったということでございまして、高止まりといいますかそういったところもあったように把握しておりますので、今が極端に下がったということではないかというところもあったんですけども、先ほど議員からお話しいただいたとおり和牛改良組合のほうからの要望書を頂いた段階で、そういうことで肥育また繁殖について具体的にそういう金額の提示の要望もあったものですから、これらの内容を把握しまして勘案をしまして、さらには近隣の黒川地域内の市町の動向といいますか、同じような対応をさせていただいておりますので、足並みをそろえて同じ基準において対応させていただくことになったものでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 3問目ですから最後ですけれども、そういう近隣との整合性も取ったという説明ではありますけれども、やはり村長もよく言正在らっしゃいますけれども農業の振興という言葉を、よく村長もおっしゃっています。それであれば、なおさら生産意欲を高めるための支援を厚くすべきだと私は思うんですよ。別に、それを全てこちらにしろとは言いませんけれども、やはり生産して子牛を出荷して何ぼだと思うんですよ。結局それが経営基盤安定、あるいは何を基準にするかというと売上げが減少したからそれに支援するという理由づけのためにも、ただ単に1頭当たり何ぼでやるよりは、絶対ばらまきて一瞬思ったんです、私は。それよりも、かえってそちらの実績に基づいた支援をしたほうが、絶対私はありがたがられる、生産者の側からすればそのほうがありがたいんじゃないかなと私は思うんですけども、今後検討される考えはあるかどうか最後にお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 議員ご指摘のとおり、その辺についても先ほど関連がありました農産物の出荷促進のほうで手数料等でそちらを見るかとか、そういった議論もそれぞれさせていただいたところでありますけれども、市場の動向等も見ておりましたけれども、緊急的にと言うとあれなんですけれども、今お認めをいただいた段階ですぐに手当ができる、確実に把握できる、それも単純に。語弊はあるかもしれませんけれども、把握が容易であって、なるべく即座に手当ができるというところ等を考えさせていただいて、こういった支援策にまとめさせていただきましたので、今回につきましてはこのように進めていきたいと思っておりますけれども、なおさらには今後の動向等も含めながら注視していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この件でありますが、実はあさひな畜産部会和牛部会ですかと、大衡村の畜産和牛部会の方々がおいでになられまして、この1頭当たり幾らとか大郷町の事例を参考にしてという話で提示されました。私はこのコロナと、和牛の価格下落かどうか知りませんけれども、「コロナとの因果関係何があるんですか」と私は逆に質問しました。何があると言われても、答えにくいような態度でありましたけれども、結局消費が落ちているということが価格の下落につながっていると。消費が落ちているのはなぜか、今そういう会食とか自粛しているということでありますので、消費が落ちているんだという話でした。

で、「実際に幾らぐらいじゃあ下落しているのっしゃ」と聞いたときに、今六、七十万円、50万円から70万円くらいとかになっていると。私は言ったんですよ。「昔、50万円で売ったら御の字だったのに、もう70万円や60万円以上で売れているなら、何も全然いいんでないの」という話をしました、確かに。「いや、ところが違うんです」と。やっぱり一旦100万円以上で売れるものですから、そのイメージがやっぱりあるんだと。そして、餅とかも高騰しているんだ、高止まりしているんだという、そういういろいろな理由を並べられまして、「うーん、農業振興のためにはこれも仕方ないのかな」という判断の下にやらせていただきました。

出荷手数料についての保障は、例えば100万円の出荷手数料って幾らだか分かりませんが十五、六万円はかかるのか、7万円か。それを負担するのもいいんですけども、しかしそれじゃなくて畜産農家等しく均等といいますか公平にできればいいのかなという

ことで、いろいろもちろん今高橋議員がおっしゃられたことも当然分かりますし、そういったことも申し上げた次第でありますけれども、大郷町あるいは大和町なり、富谷はどうか分かりませんけれども、そういったことで進めているということですので、その辺ご理解をお願いしたいなど。

昨日新聞に載ったような米農家が持続化給付金、あれも本当に私とすれば法の矛盾を突いた詐欺ではないけれども、そんな感じにも取れないこともないですよね。ああいうふうなことを、仙北地方ではいっぱいやっているのかな、もしかするとなと思っていたところがありました。でありますから、農業支援もいろいろ考え方ありますけれども、私はやはり皆さんに平等に行き渡るようなやっぱり支援をしてまいりたいと、このような考え方からそういったことになったわけでありますので、ご理解いただければというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 歳出8ページ、児童福祉総務費の特別出産祝金ですね、こちらについてお尋ねいたします。

大衡村では、出産祝い金5万円があるわけです。財源の入替えで前の全員協議会でお話したときには、私取ったのは新生児、令和2年4月28日から令和3年の3月31日まで生まれた方に10万円をやるのかなという部分で取ったんですけれども、そのお祝い金もまた別なのか。この財源の入替えによって、お祝い金はどのような形になるのか。祝い金別に取っていますので、その辺についてちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

それから10ページ、新型コロナウイルス感染症の観点から、水道の蛇口の自動水洗・トイレの改修工事がございます。こちら、全員協議会でも工期のことも聞かれた方いましたけれども、もう一度確認のため工期はどのような時期を、どのような日数を考えているのかお尋ねしたいと思います。

もう一つ公民館費、こちらこの間の全協の説明では図書館、こちらの図書購入と書棚・つい立て付の机だというお話がありました。そして、こちらは旧幼稚園舎に設置するものだというお話がございましたけれども、その旧幼稚園舎の跡地での活用という部分ですけれども、それは幼稚園の跡地に図書室を設けるということは前にお話ございましたけれども、その後どのような流れになっているのか。また、最終的に図書室がどのような形で流れているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。

まず初めに万葉のびのび子育て支援事業、こちらに500万円ということで補正をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、今回お認めいただいた際に新規に大衡村臨時特別出産祝金支給事業として1人当たり10万円ということで、特別定額給付金の該当にならなかったお子様、4月28日以降お生まれになったお子様を対象に支給するものでございます。

子育て生活支援緊急給付金事業につきましては、この財源入替えにつきましてはまた別なものでございます。当初一般財源で事業を進めてきたところでございます。こちらにつきましては、既に第1回・第2回ということで1人当たり1万円ということで2万円支給しているところでございます。この事業についての財源入替えでございます。

現在行っておりますのびのび子育て支援事業の出産祝金支給事業は、このまま継続事業でございます。これと併せて、臨時特別出産祝金として支給するものでございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 先ほどの健康福祉課長、若干違っていた部分もありましたので、私のほうからちょっと訂正した形で答弁させていただきたいと思います。

まず新生児の500万円というのは、そのとおり健康福祉課長の答弁のとおりでございますが、いわゆる1,100万円の財源内訳の減でございます。これについては、当初新型コロナウイルス感染症対応の基金から繰り入れた部分でございますので、1回分はその基金の繰入れ、あともう一回、2回あったと思うんですが、もう一回の部分については地方創生臨時交付金、この部分でございますので、今回全てこの1,100万円については地方創生臨時交付金に充てるという形になりますので、この1,100万円は一般財源という形ではございませんので、あくまでも基金からの繰入金を減額したという形の内容でございますので、ご了解していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 小中学校の水道の蛇口の工事とトイレ改修に係る工期の関係のご質問についてなんですが、いずれの工事も問題となるのは工事の作業に当たって騒音といいますか、音が出るという兼ね合いがございます。蛇口のほうにつきましても、水洗の交換の部分はそれほど問題ないんですが、センサーつけてモーターつけるためにいろいろ電気工事をするということで音が出るというのと、一番はトイレ改修の部分につきましては交換する際にコンクリートのはつり等で大きく音が出るというのがございま

して、この点につきましては当然授業時間中はなかなか難しいところがあるかなという点がございます。小学校につきましては放課後、比較的中学校に比べると長く時間取れる部分もございますが、中学校につきましては授業時間も長いので、1日に作業できる時間が短いとなりますと土曜日もしくは日曜日、これからの時期ですと夏休みの期間もちょっとなかなか段取り難しいところがございますので、その辺につきましては工事の段取りを組みながら学校のほうとも打合せを図りながら、工事できる時間帯について調整を図っていきたいというふうに考えております。

先般の全員協議会でもご質問いただいて、できるだけ早くというようなお話もさせていただいたんですが、そういったことを鑑みますとちょっと工期長く取って授業に支障ないように、学校活動に支障ないように進めるためにはちょっと工期はある程度長くかかるのかなというような見込みがございます。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　図書館パワーアップ事業でございます。公民館ホールにある図書室、蔵書約9,200冊ほどあります。その本を旧幼稚園舎のほうに移動します。移動しまして、この蔵書9,200のうち汚れているものとかそういったものをちょっと探しまして、新たに2,000冊を購入して旧幼稚園の児童館側の教室のほうに設置したいと考えております。つい立て付の机につきましては、図書室と学習室を設けてそこの部屋に設置をして勉強、それから図書を読んだりしていただく考えでおります。

議長（細川運一君）　小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君）　新生児のお祝い金こちら10万円、まだお腹にいる方にもやるような形になると思うんですけれども、申請は来月の14日が最終の締切りだったような気がしますけれども、そのような中でお腹に入っているお子さんに対してはどのような扱いになるのかお尋ねしたいのと、給付金の10万円と出産祝い金の5万円は全然別と考えていいのかという部分を、まずはお聞きしたいと思います。

あと工期について、水道の蛇口は100か所という全協のときのお話でありましたけれども、大体全部になるのか、何%の交換になるのか。トイレの改修も和洋とあると思うんですけども、それはどのくらいのパーセンテージになるのか、お尋ねしたいと思います。

あと図書ですね、9,200冊今公民館にあるというお話ありました。これ、埋もれている部分も全部持っていくというお話でしたけれども、これはさておいてまず最初に聞かな

きやないのは、この幼稚園の跡地の児童館側ですね。こちらを図書室に使うんだというお話なんですかけれども、その整備の関係はどのようにしていくのか。その報告も、まだ委員会とかいろいろな部分、議会にも多分ないと思うんですけれども、その部分がない中でこういう事業を先取ってやっていいものなのか。そして、もしやるとして全部9,200冊持っていく場合、やはりそれはある程度もしそういう新しくなる場合にはやはり選別して、廃棄とかいろいろな部分を考えてもいいんじゃないかなという部分があります。その点について、まずお尋ねいたしたいと思います。

議長（細川運一君） まず、じゃあ健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 先ほどの答弁、大変失礼いたしました。ただいまご質問のありました給付金につきましては、特別定額給付金の申請が8月14日までと記憶してございます。今回新たな事業としまして臨時特別出産祝金につきましては、これからお生まれになるお子様につきましては、のびのび子育て支援事業の出産祝い金5万円と併せての支給ということになります。手続につきましては、従来どおり住民生活課の窓口で出生届の際に手續をしていただくことを考えてございます。

既にお生まれになっているお子様につきましては、出産祝い金の5万円を支給しているところでございますので、そちらの方につきましては健康福祉課より通知をさせていただき、振込の手續を取るということで考えてございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、水道の蛇口とトイレの関係の何%ぐらいになるのかというご質問ですが、水道の蛇口につきましてもほぼ全てについて改修を予定しているんですけども、一部壁から直接水道管が出ているタイプのやつにつきましては、センサーつきのものに改修がちょっと難しい部分もありますて、その部分については別な工法について検討させていただいております。その部分が可能になるかという部分ありますので、実績として100%といいますか、全てについてできるかというのは今後確定するかなというふうに考えております。

トイレの和式から洋式に変える部分につきましても、全箇所改修というような予定にしているんですけども、先般の全員協議会でもご説明させていただいたように、スペースの関係で箇所数が減る可能性がありますので、その辺は現場をいろいろ調査しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 旧児童館のほうに移動した場合、若干修繕かかるかもしれません。今後、補正などで対応していきたいと思っております。

それから、蔵書9,200冊あります。1階に7割置いています。2階の閲覧室に図鑑とか太い辞書みたいなものを主に収めていますので、全て持っていくとは言いましたけれども、あらかじめ選別はして廃棄しなきやないものは廃棄する、そういう準備もこれからしていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 旧幼稚園の用途というんでしょうかね、現在決まっている部分については皆さんご存じのとおり「心のケアハウス」で、今改修を行っている状況でございます。あと現在、先ほど社会教育課長の答弁があったとおりいわゆる図書室と学習室という形で、その機能も踏まえた形での補正予算も一応9月議会で考えているような状況でございますし、あとはその3つの施設ですね。心のケアハウス、図書室、あとはシルバー人材センターの事務局も考えてございますので、その部分についての条例、新たな公の施設の設置に関する条例という形があるかと思いますけれども、それも9月議会に提案したいと思っておりました。

ですので、積算事業費ですか改修の事業費ですか施設の設置条例の部分について、今精査している段階でございます。ですので、当然9月議会前に全協等を開いて、皆さんのはうに説明申し上げる予定でございましたけれども、今回補正で図書室のパワーアップ事業という形で地方創生臨時交付金が使えるという形もありましたので、ちょっと先行した形で皆さんのはうにはこの図書購入についてはお知らせいたしましたが、旧幼稚園の設置に関する内容等の改修等については9月議会の前に皆さんのはうに改めて、改修事業費ですか条例関係についてご説明申し上げる予定でございましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 特別祝金、先ほど課長のお話ですとお生まれになったときに地方創生、こちらの交付金の10万円、定額給付金の10万円と出産祝い金の5万円をお渡しするという理解でよろしいかなと思いました。その中で、やはり妊婦さんはもしかすると8月14日以降になると締切りという部分で、ちょっと不安になる部分もあると思いますので、そういう部分をきちんと対象者の方には通知をして安全で安心な大衡村、そして子育てにとても優しい大衡村だということをもっときちんと啓蒙というか、そういうような啓

発をしていただけたらいいんではないのかなと思っております。

また工期について、やはり小学校はちょっと早めの下校があるから時間的にあるというお話、そして中学校はやはり部活その他いろいろあり、放課後の授業もあるという部分で工期はなかなか難しいということでありましたけれども、やはり子供たちは今コロナウイルス、手洗い・うがい一番大切なことですので、なるべく子供たちに支障がない程度、そして早めの対応をしていただきたいなと思います。

また図書館パワーアップ事業、こちら財政課長のほうからも説明ありましたし、社会教育課長からも説明ありました。先行していろいろな事業をしなければ、こういうような事業名をきちんと立てて物事を申請しなければ、やっぱり予算というのはなかなか取れないという部分で、その場所も改修とかいろいろ私たちにはまだ説明のない中でのこういう事業の報告になったと思うんですけれども、こういう地方創生臨時交付金も大事ですけれども、私たちにもこれは特別な部分があって、これが最初に先行したというのを致し方ない部分もありますけれども、やはりこれをするに当たってこういうことも考えているということをきちんと私たちのほうにもお話しすべきではなかったのかなと思いますので、その部分を今後きちんとしていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 特別定額給付金につきましては国で行われております事業として、大衡村としては8月14日までの申請ということになります。今回の新生児、4月28日以降に生まれたお子様に対する特別出産祝金の手続につきましては、令和2年度中に行っていただく予定でございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工期につきましては、感染防止の観点からご指摘のとおり早めの対策ということだと思います。ただ一方で、先ほど申し上げましたとおり工事の関係で、授業で子供たちに支障を与えるというところがありますので、その辺につきましては工事を進めていくために業者にも過度な負担の部分と、あと学校の先生方にもいろいろ休日の対応等々も出てきますので、その辺関係の方教育委員会も含めて最適な工期の設定をしながら進めたいと思いますし、それまで教育委員会に子供たちに感染防止の対策・指導等も行っていただきながら、努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ちょっと強調したいと思います。

先ほどお話しのとおり、出産祝い金であります従来の5万円、これはこれまでもこれからもということでありまして、そして今回のコロナ関係で一律10万円、4月27日基準がありました。その後に生まれたお子さんはどうなんだといった場合に、それもそうですねということになって令和2年度対応ということで、12月31日じゃなくて令和2年度対応ということになります。したがって、申請の最終的なものは出生届が令和3年の3月31日から14日後までですよね、出生祝いは14日以内ですね。その幅で対応したいと、このように考えております。よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）ごめんなさい。特別出生祝金の関係、まず最初そちらのほうから答弁させていただきたいと思います。もう既に4月28日以降に生まれたお子さん、何名かいらっしゃるかと思います。当然こちらのほうで把握できますので、その方にはご通知申し上げるという形にしたいと思います。あとは、今村長答弁があったとおり、来年の3月31日までになっておりますので出生届14日間の部分で、ただその部分については例えば仙台市あたりだと債務負担行為を設けて5万円をやるというような話でございますけれども、一応令和3年3月31日に生まれた例えばお子様については、14日間のタイムラグがあるかと思います。それについては、来年度の当初予算で単費になろうかと思思いますけれども、そんなに人数は少ないと思いますので単費で対応したいというふうに思っているところでございます。

あと、本題に戻ります。旧幼稚園舎の関係でございますが、当然議員の皆様のほうにお知らせすべきものであったかと思います。ただいわゆる条例の関係、あとは予算の関係の部分について、ちゃんとある程度の内容等のデータを集めた上で皆様のほうにお知らせしないと、なかなかできないという形もありましたので、この予算の関係が先行して、図書館のパワーアップが先行したことについてはおわび申し上げたいと思いますけれども、いずれにせよお盆明けになろうかと思いますけれども、全員協議会か何かでご説明申し上げたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君）石川敏君。

3番（石川敏君）今回の地方創生交付金、追加で9,500万円を超える二次配分ということで各種の対象事業が補正に上がりましたが、その中で公共施設の維持管理の持続化事業、指定管理施設であるパークゴルフ場の万葉まちづくりセンターに対する支援金も計上されました。前回の定例会において私、感染症対策で指定管理施設の休業とか何かした場

合の利用料収入に対する交付金の使い道、支援の仕方についてどうですかという質問をしましたら、その時点では村長答弁は「特別そういう支援については考えていない」というような答弁でございました。ですが、今回二次配分でこのように200万円の予算計上されましたが、万葉まちづくりセンターと村との間でのいろいろなやり取りあったんだろうと思うんですけれども、その辺の経過はどのような経過を経て今回予算計上したものか、それを伺いたいと思います。

それから、今回の事業は多岐にわたる対策事業を組んでいますけれども、対象になる方もまちまちでございます。特定の方々、あるいは事業者の方、あと農家の方、幅広い支援策を組んでいますけれども、そういった該当する方々への事業の周知の方法をどのように考えておられるのか。時期とか周知の内容、方法等について、その辺の考えはどうなのか。

それから、コロナ感染対策まだまだ続くんだろうと思いますけれども、村として今回取り上げた事業以外にもし新たなるいは違う部分が出てきた場合どうなのか。その辺の今後の見通し、どのように考えておられるのか伺います。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　今回公園費のほうで200万円、公共施設管理維持体制持続化事業ということで、交付金のほうを200万円計上させていただいております。今回の主な要因といったしましては指定管理者、特にパークゴルフ場の休止に伴いまして利用料収入が大きく減ったという要因がございました。以前は、ご質問いただいたとおりだったんすけれども、コロナの関係で随分休業が続いた中で指定管理者のほうからも収入が大きく落ち込んでいるということで支援的な要請もありましたが、当面は会社の状況を全体的な中で頑張ってほしいというふうなことを申し上げさせていただいておりました。その後もちょっと休業の状況が続いたということ、また6月から再開しておりますが、再開後も利用者の状況は前年と比較すると大きく落ち込んでいる状況があったということがございました。

そのような中で、まちづくりセンターのほうでも一般企業の方が受けられる持続化給付金というのがございますが、そちらについても支援受けられないかということでいろいろ当たっておったところであったんですが、指定管理者は第三セクターという会社の性質上そういった持続化給付金の対象にはならないというようなことがございまして、再度そういったところの支援について要請があったという経緯がございました。

ちなみにですけれども、前年度と比較しまして3月・4月・5月の利用料収入、パークゴルフ場でいいますと1,025万7,000円ほど減収ですね。パーセントにして85%ほど減収しているという、ちょっと大きな減収の状況になっておりまして、会社の決算も厳しい状況だったということを鑑みまして、一般企業が受けられる持続化給付金に当てはめた場合について今回支援をさせていただくこととなりまして、予算計上させていただいたという経緯となっております。

議長（細川運一君） 各種事業の周知対策ということで、担当企画でよろしいんですか。各事業ごとに聞くわけにはいきませんので、広報担当ということで。あとその他の事業を考えているかというようなことも、各担当課長より答弁もらうわけにいきませんので、代表して答弁できる範囲内で企画財政課長に答弁求めたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 周知の方法については、一番直近にはなろうかと思思いますけれども、新型コロナウイルス感染防止に向けた各種支援策第3弾、もう既に刷り上がっているんですけども、これを区長配付で皆さんのはうにお渡ししたいと思います。今般予算が成立した段階において、今説明されたような内容等についてのチラシを皆様のはうに配布したいと思います。なお、広報紙等でも当然こういった施策を行いますという形で、広報紙でもPRしたいというふうに思っているところでございます。

あとは新たな施策の関係については、見通しについてはまだ分かりません。ただ、この地方創生臨時交付金が第三次まであると。今第二次ですね、第三次はどのぐらいの額になるか分かりませんけれども、第三次の交付金まであるというような段階でございます。なお、あと長期戦に備えていわゆる新型コロナウイルス対策の基金もうちらのはうは独自で造成しておりますので、その基金の中で二千何百万、2,800万円ぐらいになろうかと思いますけれども、その基金の中でやりくりできるような事業を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 万葉まちづくりセンターへの支援、3月からパークゴルフ場が休業して、約3か月ぐらいですかね休んだことによって1,000万円を超える減収、かなり大きい減収額だと思いますね。全体で年間収入が何千万円になるか、かなりのウエートだと思います。今回200万円の支援ということで、その何分の1だろうと思うんですけども、パークゴルフ場については昨年度時点でも、入場者が減少傾向にたしかなっていたんですよ

ね、よそにもいっぱいできていますので。

ですので、指定管理の契約にも関わることですけれども、何年度までですかね、指定管理期間がまだ残っているはずですけれども。そういった管理契約の在り方についても、やっぱり次期の契約更新時にはそういう収支の部分も含めてきちんと検討する、両者間で協議して検討する必要があるのではないかというふうに思います。

あと住民の方へのお知らせ、毎戸配布を予定しているということですけれども、事業が多岐にわたりますのできちんと内容、誤解のないような周知方法されたいというふうに思います。そうしないと、疑問が生じるようなことではいけませんので、ぜひそのような、文面もそうですけれども中身、金額、補助といいますか支援の内容について誤解されないような内容でのお知らせをしていただきたいと思います。

ちょっと余計なことかもしれませんけれども、先ほど質疑あった新生児に対する祝い金、来年の3月31日まで生まれた子供対象ということですけれども、仙台市では4月1日というふうにしています。1日ずれています。これは、小学校に入る学年で区切っていると思います。誕生日が4月1日生まれまでの子供が、翌年の新入学になります。前日で満何歳ということになりますので、そうした場合大衡村の場合3月31日を基準にして、もし4月1日に生まれた子供出してくれれば外れてきます。学校に入る学年とこの祝い金の対象。余計なことですけれども、それも考えておく必要があると思います。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　パークゴルフ場の収入の減につきましては、今ご指摘いただいたとおり結構今回大きな減収ということで、影響が大きくなっています。その関係で、いろいろ先ほど申し上げた経緯でもって今回200万円の支援という形になりましたが、どうしても一般企業の方々も休業に伴って支援が受けられるということとバランスを考えたときに、非常に収入の減少につきましては大きい部分あったんですが、一般企業の方と同じく持続化給付金相当額ということで今回額のほうを決定させていただいたということでございます。

また今後の管理契約の在り方、指定管理につきましても、今年度で指定期間満了しましたまた見直しという形になりますので、ご指摘ありましたとおり府内内部でも指定管理の契約の在り方・内容につきましてもいろいろ見直しすべきだということで考えておりますので、ご指摘あった件も含めて今後その内容等についてはいろいろ見直し・検討等を行っていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君）　再度周知についてもご質問ございましたので、企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　一応こちらのほうにチラシありますけれども、再度ちょっと精査いたしまして金額もしくは文言の内容、誤解を招かないような表現でいたしたいというふうに思ってございます。

あと、臨時特別出産祝金の年の関係ですね。1日、令和3年31日までに生まれたお子様ということで、当初4月1日というのも考えました、実を言うと。4月1日、学年で区切ろうかなというふうに思いましたが、一応年度で区切ったほうがいいだろうという部分で、仙台市は昨日の新聞ですかね見たらば、4月1日までだという形になっております。いわゆる3月31日まで生まれた方、例えば4月1日に生まれた方の部分で、先ほど答弁いたしましたとおりその部分については単費で見る、いわゆる単独ですね。この交付金を使わない、単独費で見るという形もございますので、ちょっと1日の関係については今現在3月31日というふうにはしていますけれども、1日延ばせるかどうかちょっと検討したいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君）　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　先ほど村長答弁の中に出てまいりましたけれども持続化給付金、米農家でももらえますよというお話でございました。確かに昨日の新聞に、そのものが今ここにありますけれども載っていました。やっぱりこの新聞を見て、じゃあ俺もできるんじゃないかなと思う人出てくると思います、これは。この計算方法は、私は見ただけで変だなと思ったんですけども、でもこれがまかり通るならば米農家の方は全員これに該当しますよね。果たして、もしそうした方々が申請された場合に、村としてどのように考えているか。まず、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊　愛君）　基本的には、国によります給付金ということでございますので、村でどう考えるかということでは正式にはちょっとどうこうということは言えないわけであります。ただ、今お話をありましたとおり、議員おっしゃられたように新聞記事の中を拝見いたしますと、自己申告の性善説に立った制度というような農水省の発言もございまして、それぞれ個々のモラルに訴えるというようなところが現状のように聞いております。ですから、制度上ご覧いただいて分かるとおり申請はできる、交付されているというのが実態の、もちろんようでございます。

議長（細川運一君）　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　国の施策であるから、どうしても村は言えないと言うかもしれませんけれども、もし大衡村でこの米農家をしている人たちがこの計算上でおやりになった場合には、全員がこれに該当しますよね。私はそう思います。そうした場合に、2,200万円じゃとてもじゃないけれども足りなくなっちゃう。そのほかに中小企業の方々もいらっしゃると思いますので、そういう方々にもこの持続化給付金が適用になるわけですから、私はそれを心配しているんですけれども。何とか国との折衝、そういうものも考えてこういう計算の仕方、これを何とか改善してもらえるようなそういう進言っていうのはできないんでしょうか、村として。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊　愛君）　ただいまお話しいただきました進言ということは、なかなか難しいかと思います。議員ご心配の今回ご提案させていただいております地域産業継続支援金、村の単独のものとの兼ね合いの関係でございますが、交付要綱をお認めいただいたら早速制定したいと考えておりますけれども、その辺も考えまして案をいたしましては日本標準産業分類の中に定めております農業・林業等の事業者ではないと、それらの事業者でないことということを明記させていただく考え方でございます。

ただそういう考え方で、一応こういった国の先行している制度のほうがそういったことになってございますので、その辺も勘案して進めさせていただきたいと考えているものでございます。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　消防費の災害対策の件で伺います。

ある程度の消耗品を購入して、備蓄倉庫にまずは置くというふうなご説明全協でありましたけれども、昨日も大雨でもう少しでレベル3・4というふうなところも迫ってきました。いろいろなものを購入されていますけれども、結果避難所開設した際に避難所で対応するのはやっぱり地域の方々だったり消防団員だったりというふうなことがあるんですが、新たに購入したものの実用の訓練とか、使用手順等の説明とかといったことは考えているのか、その辺を伺います。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　今回段ボールベッド等々、災害対応ということで購入させていただくわけでございます。なお、前に4畳半タイプの間仕切りですか、そういったものも村として備えているところでございまして、その組立てに当たっての地域の方への参加と

いいですか、そういったものが必要ということは当然理解してございます。あわせて、消防団員の方に対しての説明というのも、当然必要かとは思ってございます。それらも含めまして今後どのように対応したらよいか、そちらのほうを検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 基本的に、各地区の集会所に避難するというふうなところから始まると思うんですけども、やはりコロナの中で行くとどこの分館だって全員入れるわけではない。ということは、やはり村民体育館なり大きな施設を使っての避難所開設というふうなところもあるんだろうなというふうなところでは、それなりの知識なりを持った方々が先導でそういったところで対応しないと、なかなかうまくいかないんだろうなというふうに思いますので、そういったところも加味してご検討願えればと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） その辺も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 先ほど来社会教育費、図書購入の関係で質問議員のほうから出たわけでありますけれども、その際の答弁で「9月定例会前に、全員協議会とかの場において説明する」という答弁が、二、三回出てきております。旧幼稚園舎の活用については、いろいろ住民も関心を持ってきたことで、執行部側で検討して現在進めさせていただいている。そういう関係で図書室の関係、これはやはり議会側に対しましても全員協議会においてきっちり説明、「全員協議会とか」になります。恐らく委員会、常任委員会の意味合いを含んでいるのかな。ということになると、全員説明を受ける機会ございませんので、ぜひこの案件は全員協議会で説明、説明するのであればということで、要望です。お願いしておきます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 大変失礼いたしました。「全員協議会等」という話で、多分答弁させていただきましたが、お盆明けに全員協議会でご説明申し上げたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 要望になると思いますけれども、9ページの林業費ですか有害鳥獣駆除対策支援事業、この前全員協議会である課長からも詳細に説明受けましたけれども、何

せ私はあの説明だけではちょっと理解できなかつた部分もあるんですね。そんなこんなで、もしパンフレットというか指導があれば、単純にこれを項目で書いたわけではないと思いますよね。内容分かっているからやつたと思います、多分。これ太陽光云々ですけれども、その資料等あれば提出お願いしたいということは、やっぱり皆様もあの説明だけでは理解できないと思うのね。

あわせて試験的に行うわけですけれども、設置場所等はどの場所に検討されているのかお聞きします。そしてまた、当初やってですけれども、その結果成果上がった場合、増設を考えていられるのかをお聞きします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 資料のほうは、お出ししたいと思います。

それから、試験的に行うという説明をさせていただいておりますが、設置場所はどうかということでございますが、現時点で考えるシステムについては長距離無線式という考え方でありますので、通信距離が10キロ以上ということな物ですから、11キロまでなのか15キロなのか20キロなのかちょっと分かりませんので、それらの実証も含めてやりたいと考えておりますが、10キロ以上というところは担保されるようでございますので、試験的なという話を先ほどからしておりますので、特に出没が多い西部地区を重点に置いたところに今の10キロ半径というのがありますので、それらをカバーできるところに親機を設置いたしまして、その範囲内で子機をそれぞれ設置して捕獲した際等のメール配信等できるような形で進めてまいりたいと思います。

ですから、今後のこととはまだ分かりませんけれども、その実証的なものが実際に有効であるというような考えであれば今後さらに、これから被害が拡大しております真ん中の地域なり東部地域方面もカバーできるような体制に、広げていければというふうに考えているものでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 増設については、その成果を見てから行うということでありますけれども、全協のときも大崎市を参考にしております。多分、私話した経緯があると思いますけれども、やっぱり先頭切って大崎市が行ったわけですから、それはただ単にこの機械を導入しますではなくて、その情報っていうんですか大崎市との情報交換ですね。その成果等聞かれていると思いますけれども、そこにはちょっと疑う余地もありますけれども、果たしてその情報交換等を取り入れた中でこの機器設置を予算化したものかお聞き

します。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 大崎市等それぞれ近隣の状況等を把握しながら、こういったシステムがいいんではないかというふうに考えているものでございまして、当然大崎市等の結果等も今後さらに確認をしながら、有効なシステムとなるように実施隊の方々のご苦労が少しでも、負担が軽減されるような方法で、さらには鳥獣被害の削減につながるようにさせていただきたいと考えております。

議長（細川運一君） 遠藤議員、よろしいですか。資料のほうは後日で、今日。じゃあ、今日中に全議員にご提出願います。

質疑ございませんね。（「なし」の声あり）

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和2年第3回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 0時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員